

令和6年度介護に関する入門的研修事業業務委託仕様書

1 研修目的

入門的研修事業は、これまで介護との関わりがなかった者などが、介護に関する基本的な知識を身につけ、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができる研修を実施することによって、介護の業務に携わる上での不安を払拭し、多様な人材の参入を促進することを目的とする。

2 業務内容

(1) 受講者の募集及び取りまとめ

(2) 入門的研修（基礎講座及び入門講座）の実施

①研修の対象者

原則として茨城県内に居住し、介護分野への就労、その他介護の実践に興味、関心のある者。

- ・企業等で定年退職を予定している者や、中高年齢者、子育てが一段落した者、地域住民や学生、教員等

②研修実施回数及び研修時間

令和6年10月から令和7年3月までの研修期間中に、以下の研修を実施すること。

ア 対面研修

県内5地区において各1回研修を実施すること。基礎講座及び入門講座を実施し、研修時間は1回あたり21時間とする。

イ オンライン研修

4回実施すること。基礎講座のみを実施し、研修時間は1回あたり3時間とする。また、ライブ配信後、期間を定めて録画配信を実施すること。

③研修内容

「介護に関する入門的研修事業の実施について」（平成30年3月30日社援基発0330第1号 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）及び「茨城県介護に関する入門的研修事業実施要項（令和元年6月25日制定）」等関連通知に基づく研修を実施すること。

また、「介護助手」への理解を深める研修も実施すること。

④受講者数

1回あたりの定員を50名とし、うち5名程度を教員枠とする。なお、定員を超える応募者があった場合、できるだけ応募者全員が受講できるよう努めること。

⑤申込み方法

受講希望者は受託者に申込み、申込期間内、先着受付順とすること。

⑥実施場所・環境

対面研修においては、開催場所は、受講生が参加しやすい会議室、研修室とすること。

オンライン研修においては、受講者にとって簡易に研修動画が視聴できる体制を整備し、実施すること。

⑦受講料

受講にかかる費用は全額委託料から賄い、受講者に一切負担させないこと。

(3) 修了証明書の交付

研修修了後に、受講者に対し「修了証明書（様式第4号）」を交付すること。

なお、オンライン研修においては、受講を確認するものとして小テストを実施し、合格した受講者へのみ交付すること。

(4) 研修修了者名簿の作成

研修修了後、「入門的研修修了者名簿（様式第5号）」を作成すること。

(5) 介護施設への就労へ向けた支援

研修修了後、研修修了者に対して介護施設への就労へ向けた支援について周知をする機会を設けること。

- ・介護分野での就労を希望する者については、福祉人材センターを通じて、介護施設・事業所とのマッチング支援を行うこと。
- ・研修修了者に対して社会福祉法第95条の3に基づく届出または福祉人材センターへの求職登録を行うよう勧奨すること。

3 委託業務の実施結果報告等

受託者は、業務完了後、実施結果について契約書第9条に規定の「業務完了報告書（様式第3号）」、「入門的研修修了者名簿（様式第5号）」「委託料精算書（様式第6号）」、「支出額の内訳（様式第7号）」及び「事業実施状況（様式第8号）」を提出するものとする。

4 その他

研修に係る細部については、必要に応じて茨城県と受託者が協議して定めるものとする。